

2022年4月28日

〈富山〉「射水市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定」の締結について

射 水 市
北 陸 電 力 株 式 有 限 公 司
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 有 限 公 司

射水市（市長 夏野元志）と北陸電力株式会社（代表取締役社長 社長執行役員 松田光司）および北陸電力送配電株式会社（代表取締役社長 水野弘一）は、本日、「包括的地域連携に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、射水市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会を実現し、一層の市民サービスの向上、脱炭素社会の実現および地域活性化に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
3. DX・SDGsの推進に関すること
4. 観光・スポーツの振興に関すること
5. 関係人口・交流人口の創出に関すること
6. その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

今後は、連携事項に基づき、再生可能エネルギーの活用やEV利活用拡大の検討など様々な施策で相互の緊密な連携と協力を図り、地域社会の持続的な発展を目指してまいります。

（別紙1）射水市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

（別紙2）射水市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書

【お問い合わせ】

射水市：企画管理部政策推進課（電話）0766-51-6612

北陸電力：高岡支店総務担当（電話）0766-22-2027

射水市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

射水市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は「包括的地域連携に関する協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会を実現し、一層の市民サービスの向上、脱炭素社会の実現及び地域活性化に寄与することを目的として、以下6つの連携協力事項に取り組んでまいります。

1. 環境・エネルギーに関すること

■ 脱炭素社会の実現に向けた協力・支援



再生可能エネルギーの導入拡大



電気自動車などエコカーの導入拡大



射水ベイエリアの新しい地域公共交通「べいぐるん」とレンタル電動カート「べいかーと」

■ 省エネ住宅の普及促進

■ 環境美化・環境保全



省エネコンサル



省エネ住宅の普及（国交省HP）



清掃活動（海岸清掃）

2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること

■ 災害発生に備えた連携



停電状況のお知らせ（スマホアプリ）

町内会アプリ「結ネット」でも導入可能

■ 災害時における連携



災害時の復旧作業

■ 日常生活の安全・安心



子ども110番の車（見守り活動）



空き家あんしんサポート

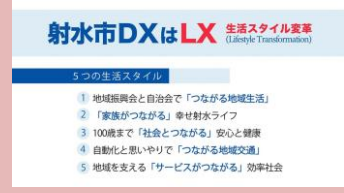


防犯カメラ設置

3. DX・SDGsの推進に関すること

（DX：デジタルトランスフォーメーション）

- DXの推進
- IoT、AIの活用
- 学校教育の充実



射水市DXビジョン



学校での出前講座

4. 観光・スポーツの振興に関すること

- 観光振興
- スポーツ振興



射水市の観光や宿泊施設のPR（写真は内川エリア）



フットボールセンターを活用したスポーツ振興

5. 関係人口・交流人口の創出に関すること

- 移住・定住の促進
- 企業誘致の推進



移住イベント（移住フェア）の開催



都市圏の大規模展示会での北陸PR活動

6. その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

こたえていく。かなえていく。

未来へ、めぐらせる。



射水市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との
包括的地域連携に関する協定書

射水市（以下「甲」という。）、北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙（以下「3者」という。）が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会を実現し、一層の市民サービスの向上、脱炭素社会の実現及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 3者は前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1） 環境・エネルギーに関すること。
- （2） 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること。
- （3） DX・SDGsの推進に関すること。
- （4） 観光・スポーツの振興に関すること。
- （5） 関係人口・交流人口の創出に関すること。
- （6） その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携窓口）

第3条 3者は、前条に規定する連携協力事項を効果的に実施するため、それぞれ窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の30日前までに、3者いずれの者からも本協定解除の申し出がないときは、本協定の有効期間が有効期間満了日の翌日から起算して1年間、延長されるものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙又は丙は、本協定履行に関し知り得た秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）及び個人情報を外部へ漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し、疑義等が生じた事項については、必要に応じ、3者は誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年4月28日

甲 富山県射水市新開発410番地1
射水市長

夏野元志（自署）

乙 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員

松田光司（自署）

丙 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長

水野弘一（自署）